

働 女 第 187 号
令和 6 年 1 月 29 日

富山県子育て支援・少子化対策県民会議
会長 大橋 聡司 殿

富山県知事 新 田 八 朗



子育て支援・少子化対策に関する新たな基本計画の策定について（諮問）

子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例第8条の規定に基づき、令和7年度を起点とする新たな基本計画の策定を諮問します。

（諮問の趣旨）

富山県においては、「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」に基づき令和2年に「次世代につなぐ とやまっ子 みらいプラン」を策定し、子育て支援・少子化対策を推進してきたところである。この計画は令和6年度で終了することとなっており、この間、子育て支援環境の整備が進む一方、少子化傾向には依然として歯止めがかかっていない状況である。

また、国においては、こども政策の司令塔となるこども家庭庁を令和5年4月1日に創設し、同年12月にはこども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定める「こども大綱」を閣議決定する等、「こどもまんなか社会」の実現に向けて施策を強力に推進しているところである。

こうしたことから、少子化の状況やこどもと子育て家庭を取り巻く環境の変化、各種施策の進捗状況などを踏まえ、中長期的な視点に立って本県の子育て支援・少子化対策を総合的・計画的に推進するため、令和7年度を初年度とする子育て支援・少子化対策の新たな基本計画の策定に向けた意見を求めるものである。

■富山県子育て支援・少子化対策条例

第2章 子育て支援・少子化対策の基本計画等

(子育て支援・少子化対策の基本計画)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子育て支援・少子化対策に関する目標及び基本方針

(2) 子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項

(3) その他子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議の意見を聴くとともに、県民、保護者及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

基本計画策定部会について

(1) 概要

子育て支援・少子化対策条例に基づき設置している「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」のもとで、特定の事項を調査審議するもの。

(2) 役割(審議内容)

令和7年度を起点とする子育て支援・少子化対策に関する基本計画の策定について具体的に検討すること。

(3) 組織及び構成

- ・設置要綱・・・別紙のとおり
- ・県民会議本体の委員若干名を含め、学識経験者、子育て家庭・保護者の代表、事業主の代表等の委員12名程度で構成する。

(4) 任期

基本計画策定まで（令和7年3月予定）

【参考】審議体制

富山県子育て支援・少子化対策県民会議

根拠 富山県子育て支援・少子化対策条例

審議内容 ①基本計画の策定及び変更

②子育て支援・少子化対策の推進に関する重要事項

基本計画策定部会

根拠 富山県子育て支援・少子化対策条例施行規則、設置要綱

審議内容 基本計画の具体的な検討

部会の設置に係る関連規定

□富山県子育て支援・少子化対策条例

第5章 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

(設置及び所掌事務)

第 33 条 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

2 県民会議は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べるものとする。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する重要事項

(組織等)

第 34 条 県民会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、子育て支援・少子化対策に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(規則への委任)

第 37 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

□富山県子育て支援・少子化対策条例施行規則

(富山県子育て支援・少子化対策県民会議)

第2条 富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下「県民会議」という。)は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第3条 県民会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が県民会議に諮って定める。

(庶務)

第4条 県民会議の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

■基本計画策定部会の設置要綱

(設置)

第1条 富山県子育て支援・少子化対策条例施行規則(平成 21 年富山県規則第 35 号)第3条第2項の規定に基づき、富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下、「県民会議」という。)に、基本計画策定部会(以下、「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、富山県子育て支援・少子化対策条例(平成 21 年富山県条例第 28 号)の規定により県民会議の権限に属された事項である基本計画の策定について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、県民会議委員及び専門委員若干名の委員で組織する。

2 部会に属する県民会議委員は、会長が指名し、専門委員は部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。

3 専門的な見地からの助言を得るため、部会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識を有する者から知事が任命する。

5 委員及び特別委員の任期は、基本計画が策定される日までとする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の報告)

第6条 部会長は、部会が第2条の規定により定められた基本計画の策定について議決したとき又は会長が求めるときは、部会で議決した事項又は調査審議の経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年1月 17 日から施行する。